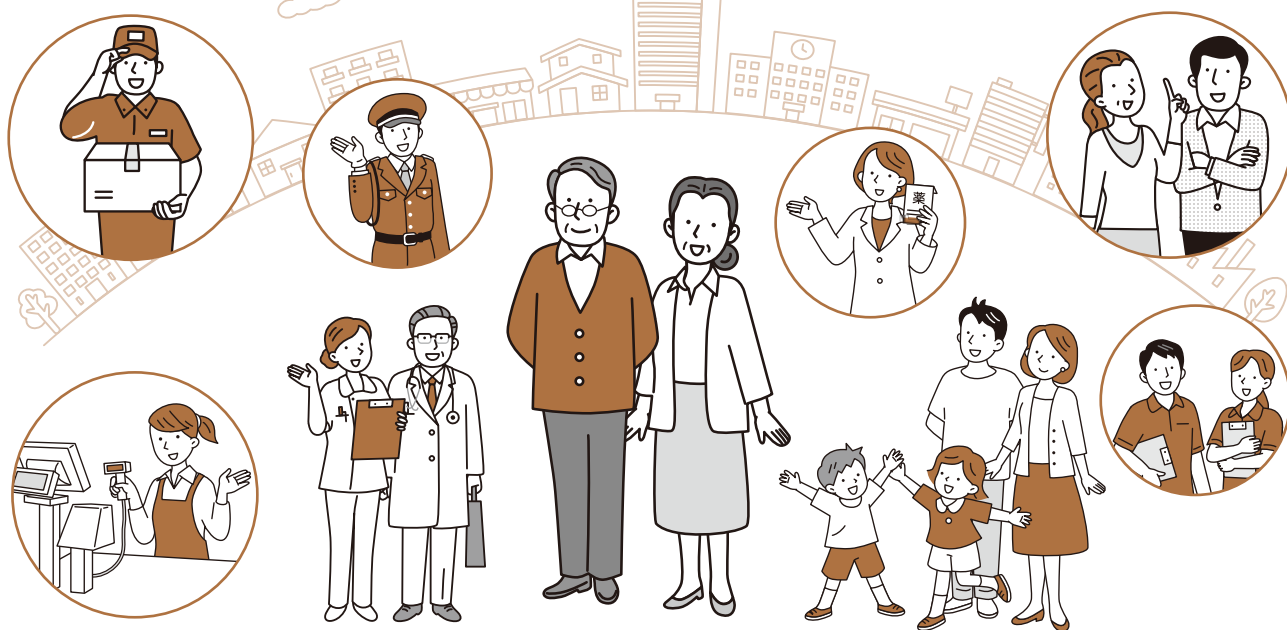


気をつけよう! 見守ろう!

2024年 秋号

ふくいの消費生活

高齢者の消費者トラブル…見守り隊



地域での見守り3箇条 1.気づき 2.声かけ 3.相談

- | | |
|--|--|
| ☒ 宅配便や郵便物が頻繁に届いている | ☒ 見知らぬ業者がよく出入りしている |
| ☒ 不自然なリフォームを繰り返している | ☒ 見慣れない車が止まっている |
| ☒ 明らかにお金に困っている様子が見られる | ☒ ATMの前で電話をしている |
| ☒ 見慣れない商品や名刺、パンフレットがある | ☒ 古い着物や貴金属が出ている |
| ☒ 同じような商品が必要以上にある | ☒ 開けていない段ボール箱がたくさんある |



「気をつけよう! 見守ろう! ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→

目次

- | | |
|--|---|
| ●消費者トラブル事例 | 2 |
| ●みんなで知ろう、防ごう、高齢者の家庭内事故 | 3 |
| ●県消費生活センター・商品テスト業務のご紹介 | 4 |
| ●機能性表示食品について | 5 |
| ●防犯アプリ「ふくいポリス」について/シニア時代の交通安全 | 6 |
| ●受講生大募集! ぐらしの講座/エシカルチャレンジ2024/身近でも起きています~モニターさんからの報告~ .. | 7 |
| ●専門家による消費生活相談会/消費生活センターのご案内 | 8 |

消費者トラブル事例

新紙幣発行

予想されるトラブル

- *「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められた。
- *「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。
- *金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。

約20年ぶりとなる
新紙幣の発行が
7月から始まりました。
これに伴い、
「新紙幣発行に便乗した
詐欺被害」の発生が
予想されます。

アドバイス

- ・新紙幣発行後も、現在の紙幣は使えます。
- ・金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。
- ・新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察にも相談しましょう。

定期購入

事例

- *「初回無料」「お試し価格」を見て1回だけのつもりで注文したら、2回目の商品が届き、何回か継続して購入することが条件であることが分かった。2回目以降は高額な代金を請求された。
- *いつでも解約可能と表示されていたが、実際には解約に細かい条件がある。または連絡してもつながらない。



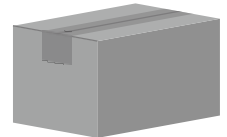
アドバイス

- ・通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・申し込む際には、「定期購入」が条件となっていないか、解約・返品できる条件など契約内容をすみずみまで確認しましょう。

送り付け商法

事例

- *注文した覚えのない商品が突然自宅に送られてきて、中には請求書が入っていた。



アドバイス

- ・まず、家族が注文していないか、知人から送られたものでないか、よく確認しましょう。
- ・一方的に送られてきたものであれば、売買契約は成立していないため、支払いをする必要はなく、事業者には連絡する必要もありません。
- ・事業者による商品の引き取りに応じる必要もありません。
- ・法律の改正により、一方的に送り付けられた品物を直ちに処分できるようになりました。

利殖商法

事例

- *「必ず儲かるから投資しないか。月〇%の配当金がもらえる」と勧誘され、百万円を預けた。当初、配当金を受け取っていたがもらえなくなり、預けたお金を返してもらおうと連絡したが、つながらない。
- *過去に被害に遭った方が、「被害が回復できる」と言って勧誘され、二次被害に遭った。



アドバイス

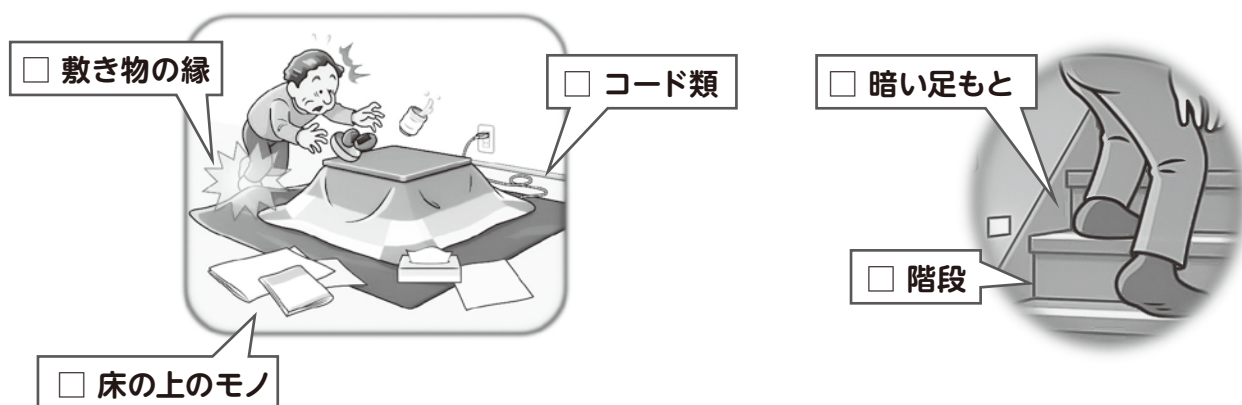
- ・リスクなしに「儲かる話」はありません。話を聞いて、リスクや利益の出る仕組みが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。

—みんなで知ろう、防ごう、高齢者の家庭内事故—

いつも生活している自宅内であっても、ちょっとした油断や慣れにより、
思わぬケガや事故につながる場合があります。

特に高齢者は注意が必要です。

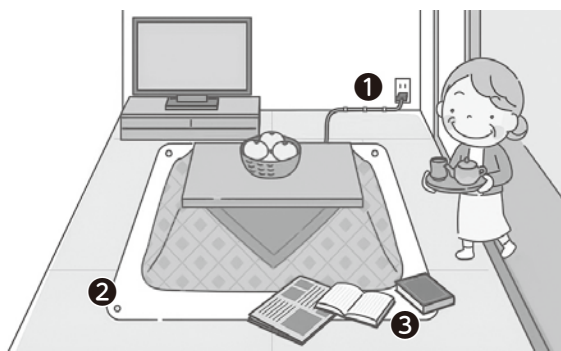
生活環境チェック



出典：「無理せず対策 高齢者の不慮の事故」（消費者庁）

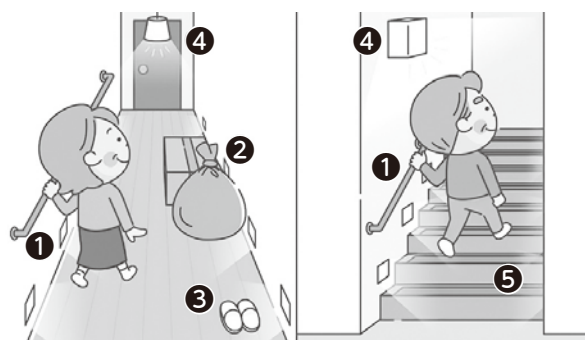
転倒を防ぐために

- ①コードの配線は歩く動線避ける
壁をはわせるか、部屋の奥にまとめる
- ②引っ掛かりやすいカーペットやこたつ
布団は使用しない
- ②めくれやすいカーペットの下には滑り
止めを敷く
- ③床に物を置かない



転落を防ぐために

- ①手すりをつける
- ②床に物を置かない
- ③転倒の原因になる滑りやすい靴下や
スリッパは使用しない
- ④足元がよく見えるよう照明を明るく
する
- ⑤階段にすべり止めをつける



出典：「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（政府広報オンライン）を加工して作成

できることから始めましょう

- ☐ 部屋の整理 ☐ 適度な運動
- ☐ 危ない所の見える化（明るく照らす・色を変える・しるしを貼る など）

福井県消費生活センター 商品テスト業務のご紹介

県消費生活センターでは、

- 苦情品の原因究明のためのテスト
- 市販品の価格や表示、品質等を調査し、その結果を消費者に情報提供する「試買テスト」
- テスト機器を活用した“実習”と、消費トラブルについての知識を学ぶ“ミニ講義”を組合せた「実習型の消費者講座」
- 団体等への簡易テスト機器の貸出し

を行っています。

商品に関する苦情・相談や、講座の申込み、機器の貸出しについて、お気軽にお問合せください。

台所用合成洗剤 7商品を調べました

主要なメーカー5社の台所用合成洗剤について、単価や性能(速乾性、すすぎ性、洗浄力)などを比較しました。

テスト結果

- 1mLあたりの価格は0.58～0.96円で、1.6倍以上の価格差がありました。容器の形状に特長のある銘柄で単価が高い傾向があったものの、界面活性剤の種類・総含有率、性能調査結果などとの相関は見出せませんでした。
- 時計皿(平皿状の実験器具)を使って、モニターによる性能テストをしたところ、速乾性、すすぎ性、洗浄力いずれも、商品による顕著な差はありませんでしたが、速乾性が高いものはすすぎ性もよい傾向がありました。また、界面活性剤の総含有率が高いものは洗浄力が高い傾向がありました。

消費者へのアドバイス

- 界面活性剤の総含有率は「成分」の欄に数値(%)が表示されているため、商品選択時に容器の表示内容をご確認ください。
- 業界団体(日本石鹼洗剤工業会)およびメーカー各社は、「台所用合成洗剤を食器洗い乾燥機に使用すると、泡立ちすぎて機械が故障する恐れがあるため、食器洗い乾燥機には専用の洗剤を使用しなければならない」と注意喚起しています。

詳しくはホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/shibai05.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。



対象品 全体画像

機能性表示食品について

- 機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度です。

特定保健用食品(トクホ)と異なり、安全性の確保を前提とし、**科学的根拠**に基づいた機能が、**事業者の責任において**表示されるものです。

一般食品

※機能性の表示ができない

栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品といった表示で販売されている食品は一般食品です。

特定保健用食品

保健機能食品

※機能性の表示ができる

栄養機能食品

機能性表示食品

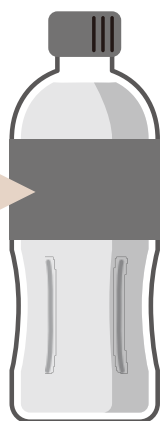
特定の栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給のために利用される食品で、既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含んでいれば、国による審査の必要はなく、栄養成分の機能を表示できます。

保健機能食品はいずれもたくさん摂取すれば病気が治ったり、健康になれるというものではありません。ご自身の食生活に合わせて上手に活用しましょう！

機能性表示食品とトクホ、何が違うの？

機能性表示食品

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。



特定保健用食品(トクホ)

許可マーク



2つの
違いは？

機能性表示食品

事業者の責任において機能性を表示

トクホ

消費者庁長官が許可した内容を表示

もっと詳しく知りたい方は消費者庁のウェブサイトをご覧ください。

消費者庁 機能性表示食品



ふくいポリス ご利用ください

「ふくいポリス」は、福井県警察から福井県内の犯罪発生情報や防犯対策情報等をお届けする防犯アプリです。

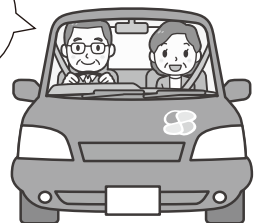


シニア時代の交通安全

運転が不安になってきたシニアドライバーやそのご家族へ
運転免許証の「自主返納」について考えてみませんか？

病気や年齢などにより運転に不安のある方、運転をしなくなった方は、本人の申請により運転免許の全部取消または一部取消ができます。また、希望により運転経歴証明書の申請をすることができます。

運転も
そろそろ
卒業かな



受付場所	受付曜日・時間
福井県運転者教育センター 【春江】 坂井市春江町針原58-10 0776-51-2820 【丹南】 越前市余田町2-1-1 0778-21-3613 【奥越】 大野市南新在家32-1-4 0779-66-7700 【嶺南】 三方上中郡若狭町倉見1-51 0770-45-2121	1 全部取消し (1)平日：午前10時～午前11時 午後2時～午後3時 (2)日曜(予約制) 第1日曜日は嶺南、 第2～第5日曜日は春江で受付 ※代理申請も可能です。詳しくは左記センターにお問い合わせください 2 一部取消し 平日：午前8時30分～午前11時 午後1時～午後3時
住所地进行を管轄する警察署 (分庁舎を含む)	■ 全部取消し 平日：午前8時30分～午後3時

※高齢免許返納者サポート制度とは？

運転免許証を自主返納した高齢者の方が、運転経歴証明書を提示することで様々なサービスを受けられる制度です。交通事業者・市町・企業・団体によるサービスがあります。運転免許を自主返納した高齢者本人だけでなく、その同行家族もサービスの一部を受けられるようになります。

※高齢免許返納者サポート制度もご利用ください

受講生大募集

これからの時代に充実した生活を送るためのスキルを身につける講座です。
どの講座も自由にご参加できます。

下記3講座のうち、2講座以上ご参加いただいた方には、修了証書をお渡しします。

くらしの講座



オンライン
あり

食事と買い物で未来の食を豊かにしよう! ふだん使いのSDGs

日 時 10月26日(土)
13:30~15:00

講 師 ライター&講師
藤田 まみ 氏

オンライン
なし

インターネット疑似体験サイトで危ないショッピングサイトを見破ろう!

日 時 11月2日(土)
13:30~15:00

講 師 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会(NACS)事業委員会 消費生活アドバイザー
福島 麻子 氏

オンライン
なし

2050カーボンニュートラルゲームを体験しよう!

日 時 11月16日(土)
10:00~11:30

講 師 CNファシリテーター
高井 健史 氏

※各講座終了後、県内の消費者団体の活動紹介をビデオで流します。

定 員 各回50名(先着順)

参 加 費 無料

会 場 ●福井県民生協 本部センター会議室(福井市開発5-1603)

※オンライン配信での参加希望の方は、下記のコードからお申し込みください。

申込締切 各講座開催の3日前までに、お電話またはお申込みコードからお申し込みください。

問合せ
申込先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5-1603

[TEL] 0776-52-0626 [URL] <http://www.kuranavi.jp/>

※上記セミナー・講座は福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

お申込みは
こちらから▶



エシカル チャレンジ 2024

公式インスタグラム
またはX(エックス)をフォローして、
「エシカル消費に関するクイズ」に答えよう。
正解者の中から抽選で、
**エシカルな福井県産品(3,000円相当)を
プレゼント!**

第2回

令和6年9月10日(火)
▶10月10日(木)

プレゼント

新米 いちほまれ

第3回

令和6年11月10日(日)
▶12月10日(火)

プレゼント

規格外野菜
詰め合わせセット

応募方法

①公式インスタグラムまたはXを
フォロー(@ethical_fukui)する。
※フォローしていない方は抽選対象外となります。

②応募フォームから
クイズの答え、
必要情報を入力する。

詳細・応募はこちらから▶



身近でも起きています ~ふくい消費生活モニターさんからの報告~

- ・突然、訪問買い取り業者が自宅に訪問してきました。(5月)
- ・「+29」から始まる国際電話番号から不審な着信がありました。(6月)
- ・「ご不在でしたので、再配達をお願いします」との不審なSMSが届きました。(6月)
- ・大手メガバンクを名乗り「過去の利用取引に異常がある可能性があります。
個人情報を確認してご利用ください。」との不審なSMSが届きました。(7月)
- ・給湯器の点検業者が訪問してきて、しつこい勧誘をうけた。(7月)



などの報告がありました。

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間／14:00～16:00

9～11月の開設日

分野	9月		10月		11月	
福井弁護士会 (法律)	12日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(水)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	15日(日)	多田記念大野有終会館	10日(木)	県嶺南消費生活センター	14日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(水)	県消費生活センター	15日(火)	勝山市消費者センター	20日(水)	県消費生活センター
司法書士(法律)	26日(木)	県嶺南消費生活センター	24日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

お気軽に
ご相談下さい

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間／9:00～17:00(祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)。



ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

メール相談受付を開始しました。
詳しくは、右のQRコードより

県消費生活センターHP
「消費生活メール相談」

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

局番なし

い や や
188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X(エックス)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

発行日／令和6年9月